

# 福岡県公報

令和5年7月14日  
第 414 号

## 目次

### 告 示 (第473号 - 第475号)

|  |    |
|--|----|
| ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ……………        | 2  |
| ○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………                        | 2  |
| ○廃棄物が地下にある土地の区域の指定 (廃棄物対策課) ……………              | 2  |
| <b>公 告</b>                                     |    |
| ○大濠公園能楽堂の指定管理者の募集 (文化振興課) ……………                | 2  |
| ○福岡県管津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の指定管理者の募集 (水産振興課) …………… | 4  |
| ○福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園の指定管理者の募集 (障がい福祉課) ……………   | 6  |
| ○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………                   | 7  |
| ○競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ……………                   | 8  |
| ○一般競争入札の実施 (教育庁施設課) ……………                      | 9  |
| ○意見募集の結果の公示 (漁業管理課) ……………                      | 12 |
| ○一般競争入札の実施 (企 画 課) ……………                       | 12 |
| ○落札者等の公示 (教育庁施設課) ……………                        | 19 |
| ○落札者等の公示 (教育庁施設課) ……………                        | 19 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………               | 20 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………               | 20 |
| ○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ……………                   | 21 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………               | 21 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………               | 22 |

|   |    |
|---|----|
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………              | 22 |
| ○落札者等の公示 (警察本部施設課) ……………                      | 23 |
| ○競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ……………                  | 23 |
| ○一般競争入札の実施 (教育庁社会教育課) ……………                   | 25 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… | 28 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… | 28 |
| ○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………                  | 29 |
| ○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………                  | 29 |
| ○県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) ……………                | 29 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………              | 29 |
| ○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ……………                  | 30 |
| ○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ……………                  | 30 |
| ○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ……………                  | 31 |
| ○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ……………                  | 31 |
| ○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ……………                  | 31 |
| ○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ……………                  | 31 |
| ○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ……………                  | 31 |
| ○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ……………                  | 31 |
| ○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ……………                  | 31 |
| ○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ……………                  | 31 |
| ○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ……………                  | 31 |
| ○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ……………                  | 31 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………              | 32 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………              | 32 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………              | 32 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………              | 32 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………              | 33 |
| ○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ……………                  | 34 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………              | 34 |
| ○土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) ……………                  | 35 |
| ○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………                  | 35 |

教育委員会

○福岡県立総合射撃場の指定管理者の募集（教育庁体育スポーツ健康課）……………35

**再 掲**

○福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等の一部改正  
（福祉総務課）……………37

○車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及び同令第10条第2項  
に定める通行方法の一部改正  
（道路維持課）……………37

**告 示**

**福岡県告示第473号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 新旧事項 | 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名   | 売りさばき所                              | 変更年月日         |
|------|-----------|---|-------------------------------------|---------------|
| 新事項  | 160       | 八女市本村25 福岡県南筑後保健福祉環境事務所八女分庁舎内<br>八女食品衛生協会<br>会長 山口 隆一   | 八女市本村25<br>福岡県南筑後保健福祉環境事務所八女分庁舎内    | 令和5年<br>6月15日 |
| 旧事項  | 160       | 八女市本村字深町25 福岡県南筑後保健福祉環境事務所八女分庁舎内<br>八女食品衛生協会<br>会長 木下 茂 | 八女市本村字深町25<br>福岡県南筑後保健福祉環境事務所八女分庁舎内 |               |

**福岡県告示第474号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名  | 変更前後別 | 区 間   | 幅員<br>(メートル)     | 延長<br>(メートル) |
|----------|-------|------|-------|---|------------------|--------------|
| 田川       | 県道    | 添田池線 | 前     | 田川郡川崎町大字田原1262番10先から<br>田川郡川崎町大字田原1158番1先まで | 8.5<br>～<br>10.6 | 350.0        |
|          |       |      | 後     | 田川郡川崎町大字田原1262番10先から<br>田川郡川崎町大字田原1158番1先まで | 9.0<br>～<br>34.7 |              |

**福岡県告示第475号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する区域  
築上郡築上町大字小山田1933番3、1933番6及び2272番
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分  
法14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者（埋立処分を業として行う者に限る。）により産業廃棄物の埋立処分の用に供された場所（自らその事業活動に伴って生じた産業廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあつては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されていたものに限る。）であつて廃止されたものに係る埋立地

**公 告**

**公告**

大濠公園能楽堂の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 指定管理者が管理を行う施設

| 名 称     | 所 在 地          |
|---------|----------------|
| 大濠公園能楽堂 | 福岡市中央区大濠公園1番5号 |

## 2 予定される指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

## 3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの
- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

## 4 指定管理者が行う業務

- (1) 大濠公園能楽堂（以下「能楽堂」という。）の利用の承認及び利用料金（指定管理者の収入）の徴収
- (2) 能楽堂利用者への指示
- (3) 能楽堂における行為の制限及び許可に関する業務
- (4) 公衆の利用に危険であるとき等における能楽堂の利用の禁止及び制限並びに承認の取消し
- (5) 福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）に違反している場合等における能楽堂の利用承認又は行為の許可の取消し、その効力の停止及びその条件の変更
- (6) 行為の許可に伴う使用料（県の収入）の徴収
- (7) 能楽堂の維持及び保守に関する業務
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

## 5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から能楽堂の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 4に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 能楽堂の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。

(5) その他知事が能楽堂の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

## 6 指定の手続等

### (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>)を利用し、電子データで提出すること（データによる提出が難しい場合は、事前に相談すること）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

### (2) 申請書等の提出期間

令和5年7月14日（金）午前9時00分から同年9月11日（月）午後5時45分まで

### (3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

### (4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領は、この公告の日から令和5年9月11日（月）まで（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布するほか、県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

### (5) 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

ア 日時

令和5年7月27日（木）午後2時00分から

イ 場所

能楽堂

## 7 その他

県は、指定管理者と施設の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

## 8 申請書等及び募集要領の配布場所並びに問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県人づくり・県民生活部文化振興課文化第一係

電話 092-643-3382 ファクシミリ 092-643-3347

E-mail [bunshin@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:bunshin@pref.fukuoka.lg.jp)

## 公告

福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 指定管理者が管理を行う施設

| 名 称                    | 所 在 地  |
|------------------------|--------|
| 福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設 | 福津市津屋崎 |

## 2 予定される指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

## 3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（

以下「申請書」という。)提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)又は会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

#### 4 指定管理者が行う業務

(1) 施設の利用許可に関する業務

(2) 使用料の徴収に関する業務

(3) 施設の維持及び保守に関する業務

(4) 荒天など緊急時の対応業務

(5) 漁船とプレジャーボートの利用調整に関する業務

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

#### 5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の管理を行うことができると認められたものを、指定管理者として指定する。

(1) 4に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。

(2) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているものであること。

(3) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。

(4) 福岡県漁港管理条例(昭和39年福岡県条例第70号)及び福岡県漁港管理条例施行規則(昭和39年福岡県規則第55号)の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。

#### 6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>)を利用し、電子データで提出すること。(データによる提出が難しい場合は、事前に相談すること)。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和5年7月14日(金)午前9時00分から同年9月11日(月)午後5時45分まで。

(3) 指定管理者の指定



知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領は、この公告の日から令和5年9月11日（月）まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布するほか、県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(5) 説明会の開催

ア 日時

令和5年7月28日（金）午後1時30分から

イ 場所

福津市津屋崎ヨットハーバー管理棟研修室（福津市渡1893番1地先）

7 その他

県は、指定管理者と津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県農林水産部水産局水産振興課施設管理係

電話 092-643-3565 ファクシミリ 092-643-3567

E-mail : [suisan@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:suisan@pref.fukuoka.lg.jp)

公告

福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

| 名称                  | 所在地            |
|---------------------|----------------|
| 福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園 | 大野城市曙町二丁目4番18号 |

2 予定される指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く社会福祉法人であること。

(2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力

団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

#### 4 指定管理者が行う業務

- (1) 障がい者の職業能力及び社会適応力の回復に必要な訓練並びに支援の実施に関する業務
- (2) 福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

#### 5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、施設を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

#### 6 指定の手続等

##### (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>)を利用し、電子データで提出すること（データによる提出が難しい場合は、事前に相談すること）。

- ア 事業計画書
- イ 法人の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 法人の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類

##### (2) 申請書等の提出期間

令和5年7月14日（金）午前9時00分から同年9月11日（月）午後5時45分まで

##### (3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

##### (4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領は、この公告の日から令和5年9月11日（月）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配付するほか、県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

##### (5) 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

##### ア 日時

令和5年8月3日（木） 午後2時00分から午後4時00分まで

##### イ 場所

福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園（大野城市曙町二丁目4番18号）

#### 7 その他

県は、指定管理者と施設の管理に関する基本協定を締結し、管理運営に要する経費は、利用料収入等をもって充てるものとし、詳細は、県と指定管理者が協議して定める。

#### 8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部障がい福祉課企画管理係（行政棟南棟2階）

電話 092-643-3262 ファクシミリ 092-643-3304

E-mail [shogai@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:shogai@pref.fukuoka.lg.jp)

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市宮司五丁目1754番3及び1754番31から1754番49まで

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区天神五丁目7番1号

株式会社ファミリー

代表取締役 橋本 大輔

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

マイクロソフトライセンス売買契約

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

## 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

## (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並び



- に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)  
申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和5年8月4日（金曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受けるライセンスの調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称  
マイクロソフトライセンス売買契約
- (2) 契約内容及び特質等  
入札説明書による
- (3) 履行期限  
令和5年9月29日（金曜日）
- (4) 履行場所  
入札仕様書による
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定

に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和5年8月25日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

#### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

| 大分類 | 中分類 | 業種名      | 等級 |
|-----|-----|----------|----|
| 01  | 02  | 事務機器     | AA |
| 05  | 01  | 電気器具     | AA |
| 05  | 02  | 電気通信機器   | AA |
| 13  | 07  | ソフトウェア開発 | AA |

#### (2) 当該ライセンスを迅速かつ確実に納品できると認められる者

#### (3) 納入するライセンスに係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

#### (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

#### (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）

（FAX）092-641-2934

### 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

### 7 入札説明書の交付

令和5年7月14日（金曜日）から令和5年8月4日（金曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。（ただし、令和5年8月4日（金曜日）のみ午前9時00分から午後3時00分まで交付する。）

### 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

#### (1) 提出場所

5の部局とする。

#### (2) 提出期限

令和5年8月25日（金曜日）午後2時30分

#### (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

### 10 開札の場所及び日時

#### (1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁 4 階 教育庁ミーティングルーム

(2) 日時

令和 5 年 8 月 25 日（金曜日）午後 3 時 00 分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11 により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の 100 分の 5 に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

(1) The name of a contract matter

Microsoft software license sales

(2) Time Limit of Tender :

2 : 30 P. M. on August 25, 2023

(3) Contact Point for the Notice :

Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office

7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8575, Japan

TEL 092 - 643 - 3880

#### 公告

福岡県漁業調整規則の一部改正案について、令和4年12月23日から令和5年1月23日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和5年7月14日に公布しました。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

農林水産部水産局漁業管理課漁業調整係

電話：092-643-3556

メールアドレス：gyokan@pref.fukuoka.lg.jp

#### 公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 工事名

国道322号香春大任バイパス2号トンネル本体工事

#### 2 工事場所

田川郡香春町大字採銅所

#### 3 工事の発注方式

(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。

(2) 本工事は、最低制限価格を適用されず、低入札価格調査の対象工事である。

(3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県県土整備部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。

(4) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

(5) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。

(6) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

#### 4 工事概要

トンネル工（NATM） N = 1 式

工事長 L = 713m

トンネル延長 L = 713m

幅員 W = 9.5m

標準内空断面 A = 54.98㎡

#### 5 使用する主要な資機材

コンクリート 約8,100㎡

鋼製支保工 約200 t



ロックボルト 約7,300本

6 工期

令和5年12月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和8年6月30日（火曜日）まで

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県県土整備部企画課技術調査室契約班（県庁行政棟6階北棟）

電話番号 092-643-3521

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

土木一式工事について、福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年3月福岡県告示第219号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して得ていること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

(1) 構成員を3者とする特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、全ての構成員が9を満たすこと。

(2) 共同企業体の全ての構成員に対する参加条件

令和5年7月31日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても次の条件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込みの受付期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「決定日以降の経審」という。）を受けている場合を除く。

オ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

キ 各構成員は本工事に係る他の共同企業体の構成員となることができない。

ク 構成員の出資比率が20%以上であること。

(3) 共同企業体の代表構成員に対する参加条件

令和5年7月31日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

ア 令和5年度の福岡県建設工事入札参加資格審査における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても1,200点以上であること。

イ 平成20年度以降に、元請として完成した次の(ア)から(ウ)の要件を同一工事で満たすNATM工法による道路トンネル工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、代表構成員としての施工実績に限る。）を有すること。

(ア) トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）が45㎡以上であること（非常駐車帯部を除く。）。



- (イ) トンネル施工延長が600m以上であること。
- (ウ) 最小土被りが20m以内であること（坑口部は除く。）。
- ウ 次の(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を、令和5年12月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。
- 。なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (ア) 平成20年度以降に、元請として完成したN A T M工法による道路トンネル工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）に技術者（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人）として従事した経験を有する者
- (イ) 次のいずれかの資格等を有する者
- a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士の資格を有する者
- b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」に係るもの、「農業－農業農村工学」、「森林－森林土木」若しくは「水産－水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者
- c 国土交通大臣からaと同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者
- エ 出資比率が構成員中最大であること。
- (4) 共同企業体の他の構成員Aに対する参加条件
- 令和5年7月31日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。
- ア 令和5年度の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が1,100点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても1,100点以上であること。
- イ 平成20年度以降に、元請として完成したN A T M工法による道路トンネル工事

- の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）を有すること。
- ウ 次の(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を、令和5年12月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。
- 。なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (ア) 平成20年度以降に、元請として完成した道路改良工事に技術者（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人）として従事した経験を有する者
- (イ) 次のいずれかの資格等を有する者
- a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士の資格を有する者
- b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」に係るもの、「農業－農業農村工学」、「森林－森林土木」若しくは「水産－水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者
- c 国土交通大臣からaと同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者
- (5) 共同企業体の他の構成員Bに対する参加条件
- 令和5年7月31日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。
- ア 令和5年度の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が940点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても940点以上であること。
- イ 平成20年度以降に、元請として完成した道路改良工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）を有すること。

ウ 次の(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を、令和5年12月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ア) 平成20年度以降に、元請として完成した工事に技術者（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人）として従事した経験を有する者

(イ) 次のいずれかの資格等を有する者

a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士の資格を有する者

b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」に係るもの、「農業－農業農村工学」、「森林－森林土木」若しくは「水産－水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者

c 国土交通大臣からaと同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者

(注) 上記(3)ウ(ア)、(4)ウ(ア)及び(5)ウ(ア)の技術者の従事経験は、工期1年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工事にあっては6か月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

#### 11 総合評価方式に関する事項

##### (1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び配点」）に基づき評価する。

##### (2) 総合評価の方法

評価は、入札参加条件を満たす入札参加者（共同企業体のことをいう。）に標準点（100点）を与え、さらに上記（1）により評価した評価項目について、0～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得

られた評価値により行う。

（算出式）

技術評価点 = 標準点（100点） + 加算点（0～30点）

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

なお、落札者の決定方法は、21による。

##### (3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

##### (4) 技術提案のヒアリング

技術提案に関する内容確認等のため、必要に応じてヒアリングを実施する。

なお、詳細は入札説明書による。

#### 12 入札説明書の交付

##### (1) 期間

令和5年7月14日（金曜日）から令和5年9月4日（月曜日）までの毎日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後4時30分まで。

##### (2) 場所

8に同じ。

また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8に請求すること。

#### 13 契約条項を示す場所

8に同じ。

#### 14 入札参加申込みの受付

##### (1) 電子入札方式による場合

令和5年7月18日（火曜日）から令和5年7月31日（月曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前8時30分から午後4時30分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8の場所に上記の期間の毎日（県の休日を除く。）、午前8時30分から午後4時30分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

## (2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8の場所に、令和5年7月18日（火曜日）から令和5年7月31日（月曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前8時30分から午後4時30分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

## 15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

## (1) 受領期間

## ア 電子入札方式による場合

令和5年9月26日（火曜日）午前8時30分から令和5年10月16日（月曜日）午前9時00分までの電子入札システム稼働時間

## イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は令和5年9月26日（火曜日）午前8時30分から令和5年10月16日（月曜日）午前9時00分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和5年9月26日（火曜日）午前8時30分から令和5年10月13日（金曜日）午後4時30分までに提出すること。

## (2) 提出場所

8に同じ。

## (3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

エ その他、福岡県県土整備部競争入札心得書及び福岡県電子入札運用基準（公共事業）の規定による。

## 16 工事費内訳書（明細書がある場合、明細書を含む。以下「工事費内訳書等」という。）の提出

入札書提出時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書等を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書提出時に8の場所に持参又は郵送により提出すること。

## 17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札書提出時に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書提出時に8の場所に持参又は郵送により提出すること。

## 18 開札の日時及び場所

## (1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

## (2) 場所

8に同じ。

## 19 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合。なお、保険期間は、開札日から30日間とする。

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合。なお、同規模とは、最終契約金額が2,000万円以上である契約をいう。

## (2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を

下回った価格で契約を締結するときは、100分の30以上)を保険金額とするもの)  
を締結し、その証券を提出する場合

## 20 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書又は福岡県県土整備部競争入札心得書等において示した入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が二以上の入札（他人のICカードを使用しての入札を含む。）をした場合、当該入札者の全ての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名押印がなく）、必要事項を確認できない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後契約の効力が発生するまでの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

コ 入札書提出時に、工事費内訳書等の提出がない入札

サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書等の提出がない入札

シ 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

ス 技術提案において、不採用の通知を受けた事項について、標準案により施工する旨の意思表示がない入札

セ 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

## 21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準比較価格以上であれば、落札者として決定する。

ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準比較価格以上であれば、電子くじにより落札者を決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準比較価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準比較価格を下回る入札を行った者（低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。）全てに対し、開札後の令和5年10月16日（月曜日）中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。

カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和5年10月17日（火曜日）午後4時30分までに8の場所に持参しなければならない。

なお、調査書類の作成に当たっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。

ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。

ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合は、その者を落札者として決定する。

コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

## (2) 落札者決定通知

ア 時期



(ア) 上記(1)イ又は(1)ウにより落札者が決定した場合

令和5年10月16日（月曜日）

(イ) 上記(1)ケ又は(1)コの方法で、落札者を決定した場合

令和5年11月上旬（予定）

#### イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から8の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

#### 22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、土木一式工事について、令和5年5月1日から令和6年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は、入札参加申込みの受付期限日まで随時受け付ける。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時入札参加資格申請を受け付ける。

#### ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内（県庁行政棟7階北棟）

#### イ 申請書の価格

610円（消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

#### ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

#### エ 受付日時

県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後4時00分まで

#### オ 申請書の作成に用いる言語

日本語

#### 23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第5項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。

(2) 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第35条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更すること。

(3) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。

(4) 契約書第10条第1項第2号に規定する主任技術者又は監理技術者とは別に、代表構成員は10(3)ウに規定する入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

(5) 現場代理人及び技術者は、他工事との兼務を認めないものとする。

#### 24 その他

(1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

#### (4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。



- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 契約書の作成を要する。
- (7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書を契約担当者に提出する際に、契約書に規定する暴力団排除条項第1項各号に該当しないこと等について誓約する誓約書及び労働関係法令を遵守すること等について誓約する誓約書を提出することとし、これらの誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

## 25 Summary

- (1) Subject of contract  
National Route 322 Kawara Ootou Bypass No.2 Tunnel Main Construction Project.
- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of eligibility to participate :  
4 : 30 P. M. on 31 July 2023.
- (3) Deadline for the submission of bids Via electronic bidding system :  
9 : 00 A. M. on 16 October 2023.  
(Must be received by 9 : 00 A. M. on 16 October 2023 if submitted in person, or by 4 : 30 P. M. on 13 October 2023 by post)
- (4) Contact  
Technical Survey and Inspection Division  
Projects Planning Division  
Department of Prefectural Land Development  
Fukuoka Prefectural Government  
7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 - 8577  
TEL 092 - 643 - 3521  
(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
教育情報ネットワークに係るサーバ等機器賃貸借及び保守業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県教育庁教育総務部施設課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年6月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
N T T ・ T C リース株式会社九州支店
  - (2) 住所  
福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
363,260,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和5年5月16日

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

電子黒板等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和5年6月27日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

N T T ・ T C リース株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

99,586,080円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和5年5月16日

公告

畑土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

| 氏 名   | 住 所            |
|-------|----------------|
| 石橋 弘己 | 田川郡福智町伊方1712番地 |

2 就任理事

| 氏 名   | 住 所            |
|-------|----------------|
| 長尾 格也 | 田川郡福智町伊方1273番地 |

公告

佐与土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

| 氏 名   | 住 所          |
|-------|--------------|
| 本松 隆  | 飯塚市佐與207番地   |
| 白石 貞夫 | 飯塚市佐與2522番地4 |
| 原田 敏行 | 飯塚市佐與385番地   |
| 本松 弘  | 飯塚市佐與308番地   |
| 久保 利男 | 飯塚市佐與197番地   |

2 退任監事

| 氏 名    | 住 所          |
|--------|--------------|
| 松田 新一  | 飯塚市佐與1631番地6 |
| 白石 裕一  | 飯塚市佐與796番地   |
| 山喜寿 敏子 | 飯塚市佐與282番地   |

3 就任理事

| 氏 名   | 住 所          |
|-------|--------------|
| 本松 隆  | 飯塚市佐與207番地   |
| 白石 貞夫 | 飯塚市佐與2522番地4 |

|       |            |
|-------|------------|
| 原田 敏行 | 飯塚市佐與385番地 |
| 本松 弘  | 飯塚市佐與308番地 |
| 久保 利男 | 飯塚市佐與197番地 |

## 4 就任監事

| 氏 名    | 住 所           |
|--------|---------------|
| 松田 新一  | 飯塚市佐與1631番地 6 |
| 白石 裕一  | 飯塚市佐與796番地    |
| 山喜寿 敏子 | 飯塚市佐與282番地    |

## 公告

宮若市吉川土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 就任理事

| 氏 名   | 住 所          |
|-------|--------------|
| 松田 隆春 | 宮若市湯原944番地 3 |

## 公告

鹿毛馬土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
|-----|-----|

|       |                |
|-------|----------------|
| 白石 俊二 | 飯塚市鹿毛馬855番地    |
| 梅田 中一 | 飯塚市鹿毛馬1058番地   |
| 梅田 秀俊 | 飯塚市鹿毛馬862番地    |
| 大塚 正典 | 飯塚市勢田784番地 3   |
| 森 英一  | 飯塚市鹿毛馬100番地 1  |
| 安藤 正通 | 飯塚市鹿毛馬1826番地 3 |
| 森田 喜造 | 飯塚市鹿毛馬1101番地 1 |
| 安藤 優則 | 飯塚市鹿毛馬1847番地 1 |
| 今福 和彦 | 飯塚市鹿毛馬266番地 1  |

## 2 退任監事

| 氏 名   | 住 所            |
|-------|----------------|
| 安藤 信之 | 飯塚市鹿毛馬1790番地   |
| 仲西 久義 | 飯塚市鹿毛馬875番地    |
| 堀江 孝幸 | 飯塚市鹿毛馬1236番地 2 |

## 3 就任理事

| 氏 名   | 住 所            |
|-------|----------------|
| 白石 俊二 | 飯塚市鹿毛馬855番地    |
| 梅田 中一 | 飯塚市鹿毛馬1058番地   |
| 梅田 秀俊 | 飯塚市鹿毛馬862番地    |
| 大塚 正典 | 飯塚市勢田784番地 3   |
| 森 英一  | 飯塚市鹿毛馬100番地 1  |
| 安藤 正通 | 飯塚市鹿毛馬1826番地 3 |
| 森田 喜造 | 飯塚市鹿毛馬1101番地 1 |
| 安藤 優則 | 飯塚市鹿毛馬1847番地 1 |

|       |               |
|-------|---------------|
| 今福 和彦 | 飯塚市鹿毛馬266番地 1 |
|-------|---------------|

## 4 就任監事

| 氏 名   | 住 所            |
|-------|----------------|
| 安藤 信之 | 飯塚市鹿毛馬1790番地   |
| 仲西 久義 | 飯塚市鹿毛馬875番地    |
| 堀江 孝幸 | 飯塚市鹿毛馬1236番地 2 |

## 公告

飯塚市八木山地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 7 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任監事

| 氏 名   | 住 所           |
|-------|---------------|
| 大谷 光康 | 飯塚市八木山328番地 1 |

## 2 就任理事

| 氏 名   | 住 所           |
|-------|---------------|
| 大谷 光康 | 飯塚市八木山328番地 1 |

## 3 就任監事

| 氏 名  | 住 所            |
|------|----------------|
| 中村 篤 | 飯塚市八木山1111番地 2 |

## 公告

宮若市山口土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭

和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 7 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

| 氏 名   | 住 所           |
|-------|---------------|
| 中村 桃和 | 宮若市山口2214番地 1 |
| 塩川 信行 | 宮若市山口2975番地   |
| 松尾 治善 | 宮若市山口3713番地   |
| 中村 茂  | 宮若市山口6153番地 6 |

## 2 退任監事

| 氏 名   | 住 所           |
|-------|---------------|
| 吉野 直司 | 宮若市山口4269番地 1 |
| 荒牧 茂嗣 | 宮若市山口3834番地 2 |

## 3 就任理事

| 氏 名   | 住 所           |
|-------|---------------|
| 中村 桃和 | 宮若市山口2214番地 1 |
| 塩川 信行 | 宮若市山口2975番地   |
| 松尾 治善 | 宮若市山口3713番地   |
| 中村 茂  | 宮若市山口6153番地 6 |
| 吉野 直司 | 宮若市山口4269番地 1 |

## 4 就任監事

| 氏 名   | 住 所           |
|-------|---------------|
| 荒牧 茂嗣 | 宮若市山口3834番地 2 |
| 神谷 輝美 | 宮若市沼口1436番地 1 |

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称  
交通管制システム上位装置設備賃貸借
- 2 落札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部施設課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年6月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
三井住友ファイナンス&リース株式会社
  - (2) 住所  
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
366,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争契約
- 7 入札公告日  
令和5年5月9日

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
福岡県立図書館情報提供システム調達に係る賃貸借等
- 2 競争入札参加者の資格
  - (1) 競争入札に参加することができない者
    - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
    - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
    - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
    - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
      - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
      - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
      - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
    - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
    - カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
    - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。



- ア 従業員数  
イ 年間売上高  
ウ 自己資本金  
エ 流動比率  
オ 経営年数  
カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）  
イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）  
ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）  
エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）  
オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料  
カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料  
キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）  
ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）  
ケ 営業概要表（様式第5号）  
コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組

- 合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）  
シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）  
ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）  
セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し  
ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿  
タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し  
チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）  
ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和5年8月10日（木曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 契約事項の名称

福岡県立図書館情報提供システム調達に係る賃貸借等

#### (2) 契約内容及び仕様等

入札説明書による。

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和11年1月31日まで

#### (4) 納入場所

入札説明書による。

#### (5) 入札の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項に規定する総合評価一般競争入札による。

### 2 入札参加資格（地方自治法施行令第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和5年9月1日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者。

| 大分類 | 中分類 | 業種名                 | 等級  |
|-----|-----|---------------------|-----|
| 05  | 02  | 機械器具（電気通信機器）        | A A |
| 13  | 08  | サービス業種その他（リース・レンタル） | A A |

ただし、業種名が「リース・レンタル」以外の入札参加資格を有する者にあつては、リース業を営む者に限る。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者  
(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県立図書館 総務企画室

〒812-8651 福岡市東区箱崎一丁目41番12号 本館4階

電話番号 092-641-1125

### 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

### 7 入札説明書の交付

#### (1) 交付期間

令和5年7月14日（金曜日）から令和5年7月28日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

#### (2) 交付場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

9 入札参加申請書、総合評価のための提案書及びソフトウェア機能要求回答書の提出  
期限等

(1) 提出期限

ア 入札参加申請書

令和5年7月28日（金曜日）午後5時00分まで

イ 総合評価のための提案書

令和5年8月17日（木曜日）午後5時00分まで

ウ ソフトウェア機能要求回答書

令和5年8月17日（木曜日）午後5時00分まで

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期  
間内必着）で行う。

(4) その他

ア 入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。

イ 提案書の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された提案書等は、返却しない。

エ 提案書及びソフトウェア機能要求回答書受領後、提案書等についての内容説明  
（プレゼンテーション）の場を設けるものとする。なお、その日時等は、5の部  
局に対して入札参加の申請を行った者に対して別途通知する。

10 入札書の提出期限等

(1) 提出期限

令和5年9月1日（金曜日）午後5時00分まで

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期  
間内必着）で行う。

11 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和5年9月4日（月曜日）午後1時30分

(2) 場所

福岡市東区箱崎一丁目41番12号

福岡県立図書館 本館4階 会議室

(3) 開札に立ち会うことが認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合におい  
て、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない  
職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者が不在の場合の措置

開札の結果、落札者が不在の場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定に  
より、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又は  
その代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られれば、  
その場で再度入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又  
は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を  
保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人  
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書  
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する

こと。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

### 14 落札者の決定の方法

入札説明書による。

### 15 その他

- (1) 本調達では、稼働開始時期をあらかじめ定めているため、本県側の責めによる場合を除き、令和6年1月31日（水曜日）までの設計・開発等期間の延期は一切許容できない。

(2) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は、暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時までに提出すること。なお、契約書に要する一切の費用は、落札者の負担とする。

(3) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時までに課税（免税）事業者届出書を提出すること。

(4) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定附属書四に掲げられている協定のうちの1つである政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(5) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(6) 「入札参加申請書」提出後、入札参加を辞退する場合は、別紙「入札辞退届」を提出すること。

(7) 落札金額（入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）は、機器の賃貸借の始期である令和6年2月から令和11年1月までの月払いとする。

(8) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(9) その他、詳細は入札説明書による。

### 16 Summary

- (1) The name of the matter  
Long term leasing and maintenance for the fukuoka prefectural library information service system
- (2) Time Limit of Tender  
5 : 00 P. M. on September 1, 2023
- (3) Contact Point for the Notice  
General Administration Division, Fukuoka Prefectural Library, 1 - 41 - 12, Hakozaki, Higashi - ku, Fukuoka City, 812 - 8651, Japan

TEL 092-641-1125

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

| 変更前                             | 変更後                                      |
|---------------------------------|--|
| レッドキャベツ甘木店<br>朝倉市甘木字竹原1677番1外1筆 | ザ・ビッグ甘木駅前店<br>朝倉市甘木字竹原1677番1外1筆          |
| ザ・ビッグ甘木駅前店<br>朝倉市甘木字竹原1677番1外1筆 | (仮称)ウエルシアプラス朝倉甘木駅前店<br>朝倉市甘木字竹原1677番1外1筆 |

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| 駅前イーグルハウス株式会社<br>代表取締役 瓜生 茂広<br>朝倉市甘木1754番地5 | イーグルハウス株式会社<br>代表取締役 瓜生 京平<br>朝倉市甘木1754番地5 |

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|     |     |

|  |   |
|--|---|
| 株式会社レッドキャベツ<br>代表取締役 岩下 良<br>山口県下関市山の田本町1番9号   | イオン九州株式会社<br>代表取締役 柴田 祐司<br>福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号      |
| イオン九州株式会社<br>代表取締役 柴田 祐司<br>福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 | イオンウエルシア九州株式会社<br>代表取締役 安倍 俊也<br>福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 |

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称)ウエルシアプラス朝倉甘木駅前店
- (2) 所在地 朝倉市甘木字竹原1677番1外1筆

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称     | 変更前     |          | 変更後     |         |
|----------------|---------|----------|---------|---------|
|                | 開店時刻    | 閉店時刻     | 開店時刻    | 閉店時刻    |
| イオンウエルシア九州株式会社 | 午前9時00分 | 午後10時00分 | 午前9時00分 | 午前0時00分 |

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

| 変更前               | 変更後              |
|-------------------|------------------|
| 午前8時30分から午後10時30分 | 午前8時30分から午前0時30分 |



**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字雨窪字古田ヤシキ356番1から356番6まで、字前田769番1、769番7から769番17まで及び771番2から771番17まで並びに宇屋根添772番1から772番27まで並びに大字苅田字前田767番1並びにこれら区域内の道路・水路である町有地の一部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区明和町9番1号

株式会社海王

代表取締役 竹下 晃平

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市薦野字原1134番1、1134番5、1134番7、1135番1、1135番7、1135番8、1137番2、1137番5、1137番6及び1138番1

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市星ヶ丘28番10号

日本開発地所株式会社

代表取締役 小池 由希子

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 縦覧に供する書類                     | 縦覧期間                       | 縦覧場所           |
|------------------------------|----------------------------|----------------|
| 県営清王地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し | 令和5年7月14日から<br>令和5年8月15日まで | 八女市役所<br>第一整備室 |

**公告**

築上郡吉富町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

| 氏名    | 住所               |
|-------|------------------|
| 瀬口 勝美 | 築上郡吉富町大字幸子882番地1 |
| 和才 友春 | 築上郡吉富町大字幸子785番地  |
| 梅津 光雪 | 築上郡吉富町大字幸子31番地1  |
| 出口 高美 | 築上郡吉富町大字幸子425番地1 |
| 恒成 等  | 築上郡吉富町大字広津119番地1 |
| 友田 喜広 | 築上郡吉富町大字榆生144番地1 |
| 横川 信友 | 築上郡吉富町大字今吉264番地  |
| 土屋 豊一 | 築上郡吉富町大字土屋251番地1 |
| 是石 章  | 築上郡吉富町大字直江145番地1 |
| 是木 則幸 | 築上郡吉富町大字直江526番地1 |

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 矢頭 正純  | 築上郡吉富町大字広津775番地    |
| 守口 敏雄  | 築上郡吉富町大字小犬丸161番地   |
| 奥家 昭一  | 築上郡吉富町大字小犬丸195番地 1 |
| 田井中 正八 | 築上郡吉富町大字小犬丸183番地 1 |
| 榊 吉彦   | 築上郡吉富町大字小祝569番地    |

## 2 退任監事

| 氏 名    | 住 所               |
|--------|-------------------|
| 後藤 進   | 築上郡吉富町大字広津137番地 3 |
| 大澤 みよ子 | 築上郡吉富町大字鈴熊255番地 1 |
| 奥田 健一  | 築上郡吉富町大字土屋254番地 7 |

## 3 就任理事

| 氏 名   | 住 所               |
|-------|-------------------|
| 向野 勇児 | 築上郡吉富町大字幸子845番地 3 |
| 和才 友春 | 築上郡吉富町大字幸子785番地   |
| 梅津 英治 | 築上郡吉富町大字幸子452番地 1 |
| 出口 高美 | 築上郡吉富町大字幸子425番地 1 |
| 恒成 等  | 築上郡吉富町大字広津119番地 1 |
| 太田 克弘 | 築上郡吉富町大字別府443番地   |
| 大澤 英史 | 築上郡吉富町大字鈴熊255番地 1 |
| 横川 信友 | 築上郡吉富町大字今吉264番地   |
| 土屋 晴見 | 築上郡吉富町大字土屋479番地   |
| 是石 章  | 築上郡吉富町大字直江145番地 1 |
| 是木 則幸 | 築上郡吉富町大字直江526番地 1 |
| 矢頭 一  | 築上郡吉富町大字広津765番地 6 |

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 守口 敏雄  | 築上郡吉富町大字小犬丸161番地   |
| 奥家 昭一  | 築上郡吉富町大字小犬丸195番地 1 |
| 田井中 正八 | 築上郡吉富町大字小犬丸183番地 1 |
| 榊 吉彦   | 築上郡吉富町大字小祝569番地    |

## 4 就任監事

| 氏 名   | 住 所               |
|-------|-------------------|
| 後藤 進  | 築上郡吉富町大字広津137番地 3 |
| 樋口 翌  | 築上郡吉富町大字楡生148番地   |
| 奥田 健一 | 築上郡吉富町大字土屋254番地 7 |

## 公告

安中土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 就任監事

| 氏 名   | 住 所          |
|-------|--------------|
| 古賀 芳史 | 大川市大字北古賀92番地 |

## 公告

大川紅粉屋土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 就任監事

| 氏名   | 住所             |
|------|----------------|
| 宮崎 定 | 大川市大字本木屋971番地1 |

**公告**

大川中部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 就任監事

| 氏名    | 住所          |
|-------|-------------|
| 古賀 武志 | 大川市大字一木16番地 |

**公告**

大川中部第2土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 就任監事

| 氏名     | 住所            |
|--------|---------------|
| 石橋 正一郎 | 大川市大字三丸1129番地 |

**公告**

大川東部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 就任監事

| 氏名   | 住所           |
|------|--------------|
| 竜 清紀 | 大川市大字新田800番地 |

**公告**

大川東部第2土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 就任監事

| 氏名    | 住所              |
|-------|-----------------|
| 田中 範昭 | 大川市大字下牟田口404番地1 |

**公告**

大川南部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 就任監事

| 氏名    | 住所              |
|-------|-----------------|
| 武下 具視 | 大川市大字大野島2457番地1 |

**公告**

大川北部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 就任監事

| 氏 名   | 住 所            |
|-------|----------------|
| 井口 清春 | 大川市大字紅粉屋189番地1 |

## 公告

大野島土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 就任監事

| 氏 名   | 住 所           |
|-------|---------------|
| 山口 浩康 | 大川市大字新田179番地3 |

## 公告

大木町土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 就任理事

| 氏 名   | 住 所                |
|-------|--------------------|
| 廣松 栄治 | 三潞郡大木町大字三八松2255番地4 |

## 公告

西牟田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

| 氏 名   | 住 所                          |
|-------|------------------------------|
| 立石 純治 | 久留米市三潞町西牟田6501番地             |
| 富安 伸良 | 久留米市三潞町西牟田189番地              |
| 井村 睦子 | 久留米市三潞町西牟田4845番地2            |
| 石橋 敦子 | 久留米市三潞町西牟田5303番地4            |
| 喜田 紘司 | 久留米市三潞町西牟田4423番地3 YMT西牟田102号 |
| 近藤 健次 | 筑後市大字西牟田1844番地2              |
| 田島 次男 | 筑後市大字西牟田5147番地               |
| 近藤 信昭 | 筑後市大字西牟田4064番地3              |
| 永田 耕作 | 筑後市大字西牟田4094番地1              |
| 津城 正栄 | 筑後市大字西牟田3943番地1              |

## 2 退任監事

| 氏 名   | 住 所               |
|-------|-------------------|
| 川嶋 英敏 | 久留米市三潞町西牟田6483番地1 |
| 永田 義光 | 筑後市大字西牟田4150番地    |

## 3 就任理事

| 氏 名   | 住 所               |
|-------|-------------------|
| 岩熊 康彦 | 久留米市三潞町西牟田6442番地4 |
| 鶴久 明德 | 久留米市三潞町西牟田6434番地2 |
| 富安 辰行 | 久留米市三潞町西牟田4716番地5 |
| 井寺 金春 | 久留米市三潞町西牟田772番地3  |

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 喜田 紘司 | 久留米市三潞町西牟田4423番地3 YMT西牟田102号 |
| 近藤 健次 | 筑後市大字西牟田1844番地2              |
| 永田 誠  | 筑後市大字西牟田5913番地1              |
| 近藤 信昭 | 筑後市大字西牟田4064番地3              |
| 近藤久美子 | 筑後市大字西牟田4992番地7              |
| 津城 正栄 | 筑後市大字西牟田3943番地1              |

## 4 就任監事

| 氏 名   | 住 所               |
|-------|-------------------|
| 川嶋 英敏 | 久留米市三潞町西牟田6483番地1 |
| 永田 義光 | 筑後市大字西牟田4150番地    |
| 山下 光男 | 久留米市三潞町西牟田4638番地1 |

## 公告

三橋上庄土地改良区から役員の内退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

| 氏 名   | 住 所              |
|-------|------------------|
| 久保 泰道 | 柳川市三橋町百町205番地1   |
| 森 榮治  | 柳川市三橋町垂見1370番地   |
| 山井 朝徳 | みやま市瀬高町上庄1101番地3 |
| 原 壽利  | 柳川市三橋町中山298番地2   |
| 富永 隆喜 | 柳川市三橋町中山974番地1   |
| 島添 一憲 | 柳川市三橋町新村232番地1   |

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 式 一徳  | 柳川市三橋町久末978番地2  |
| 藤丸 司  | 柳川市三橋町百町1379番地2 |
| 橋本 幹男 | 柳川市三橋町正行269番地2  |
| 菊次 友秀 | 柳川市三橋町五拾町402番地  |
| 原田 一三 | 柳川市三橋町棚町816番地   |
| 島添由太郎 | 柳川市三橋町棚町766番地2  |
| 藤木 武俊 | 柳川市三橋町棚町68番地    |
| 森 福美  | 柳川市三橋町白鳥441番地1  |
| 大橋 一男 | 柳川市三橋町垂見957番地1  |

## 2 退任監事

| 氏 名   | 住 所             |
|-------|-----------------|
| 藤丸 讓二 | 柳川市三橋町百町1604番地  |
| 河口 正人 | 柳川市三橋町白鳥339番地1  |
| 新開 文則 | みやま市瀬高町本郷382番地1 |

## 3 就任理事

| 氏 名   | 住 所              |
|-------|------------------|
| 久保 泰道 | 柳川市三橋町百町205番地1   |
| 田中 年丸 | 柳川市三橋町棚町170番地    |
| 山井 朝徳 | みやま市瀬高町上庄1101番地3 |
| 原 壽利  | 柳川市三橋町中山298番地2   |
| 川口 哲夫 | 柳川市三橋町久末427番地    |
| 島添 一憲 | 柳川市三橋町新村232番地1   |
| 式 一徳  | 柳川市三橋町久末978番地2   |
| 藤丸 司  | 柳川市三橋町百町1379番地2  |



|       |                |
|-------|----------------|
| 橋本 幹男 | 柳川市三橋町正行269番地2 |
| 菊次 友秀 | 柳川市三橋町五拾町402番地 |
| 原田 一三 | 柳川市三橋町棚町816番地  |
| 栂島 信也 | 柳川市三橋町棚町560番地  |
| 江崎 輝夫 | 柳川市三橋町白鳥528番地3 |
| 内田 信好 | 柳川市三橋町垂見370番地  |
| 弥永 幸治 | 柳川市三橋町垂見1641番地 |

## 4 就任監事

| 氏 名   | 住 所             |
|-------|-----------------|
| 富永 隆喜 | 柳川市三橋町中山974番地1  |
| 河口 正人 | 柳川市三橋町白鳥339番地1  |
| 新開 文則 | みやま市瀬高町本郷382番地1 |
| 友添 信之 | 柳川市三橋町吉開28番地    |

## 公告

筑後東部第2期土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 就任監事

| 氏 名   | 住 所            |
|-------|----------------|
| 藤丸 譲二 | 柳川市三橋町百町1604番地 |

## 公告

道海島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24

年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

| 氏 名    | 住 所                         |
|--------|-----------------------------|
| 鐘ヶ江 招光 | 大川市大字道海島276番地6              |
| 吉田 重喜  | 大川市大字道海島346番地1（道海島団地1－401号） |
| 川野 敏則  | 大川市大字道海島494番地1              |
| 徳永 辰博  | 大川市大字道海島404番地               |
| 中島 茂貴  | 大川市大字道海島633番地               |

## 2 退任監事

| 氏 名    | 住 所           |
|--------|---------------|
| 吉田 多美夫 | 大川市大字道海島595番地 |
| 納戸 秀春  | 大川市大字道海島710番地 |

## 3 就任理事

| 氏 名    | 住 所                         |
|--------|-----------------------------|
| 樺島 実   | 大川市大字道海島688番地               |
| 吉田 重喜  | 大川市大字道海島346番地1（道海島団地1－401号） |
| 川野 敏則  | 大川市大字道海島494番地1              |
| 鐘ヶ江 招光 | 大川市大字道海島276番地6              |
| 中島 茂貴  | 大川市大字道海島633番地               |

## 4 就任監事

| 氏 名   | 住 所           |
|-------|---------------|
| 徳永 辰博 | 大川市大字道海島404番地 |

納戸 秀春

大川市大字道海島710番地

**公告**

柳川西部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 退任理事

| 氏 名   | 住 所         |
|-------|-------------|
| 田中 清徳 | 柳川市昭南町252番地 |

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字日吉字柳824番、825番、826番、826番2及び826番3並びに宇大野865番8、865番16及び865番17

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八女郡広川町大字吉常296番地7

田中 義輝

**教育委員会****公告**

福岡県立総合射撃場の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年7月14日

福岡県教育委員会

## 1 指定管理者が管理を行う施設

| 名 称       | 所 在 地           |
|-----------|-----------------|
| 福岡県立総合射撃場 | 筑紫野市大字柚須原223-25 |

## 2 予定される指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

## 3 応募資格

次に掲げる(1)から(3)までの要件（グループで参加する場合は(1)から(4)までの要件）を全て満たしていること。

- 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- 鉛弾処理等の環境対策の実績があり、かつ、環境対策を行った施設の周辺地域住民と連携、協力体制を築いていたこと。
- 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 福岡県に納付する県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過

しない者

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(4) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

#### 4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立総合射撃場（以下「射撃場」という。）の利用の許可に関する業務

(2) 射撃場の利用料金の徴収に関する業務

(3) 射撃場の諸施設の維持及び保守に関する業務

(4) 環境対策業務

(5) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

#### 5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から射撃場の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画の内容が、射撃場の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他福岡県教育委員会が射撃場の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

#### 6 指定の手続等

#### (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書及び次に掲げる書類を、ふくおか電子申請サービス（以下「電子申請」という。）を利用し、提出すること。

なお、電子申請による提出が難しい場合は、事前に8まで相談すること。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

#### (2) 申請書等の提出期間

令和5年7月14日（金曜日）午前9時00分から同年9月11日（月曜日）午後5時45分までとする。

#### (3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

#### (4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。

募集要領は、この公告の日から令和5年9月11日（月曜日）午後5時45分までの間、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。また、同期間（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布も行う。

#### (5) 説明会の開催

ア 日時

令和5年7月28日（金曜日） 午前10時00分から

イ 場所

福岡県立総合射撃場管理棟研修室（筑紫野市大字柚須原223-25）

#### 7 その他

福岡県教育委員会は、指定管理者と射撃場の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先（電子申請を除く。）、募集要領の配布場所及び問合せ先  
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）  
電話 092-643-3921  
電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

**再 掲**

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**福岡県告示第460号の2**

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等（令和2年3月福岡県告示第344号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

令和5年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

第1の6の項を次のように改める。

**6 被災した住宅の応急修理**

**(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理**

ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり50,000円以内とする。

ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

**(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理**

ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6箇月以内）に完了しなければならない。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**福岡県告示第460号の3**

車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及び同令第10条第2項に定める通行方法（令和元年7月福岡県告示第181号）の一部を改正し、この告示の日から施行する。

令和5年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

**3 通行方法の(1)を次のように改める。**

**(1) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導**

ア 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点（十字路、丁字路その他2以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。）を左折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車の前方に1台の誘導を行う者又は車両を配置しなければならない。

第一欄

第二欄

第三欄

|                |                   |                 |
|----------------|-------------------|-----------------|
| 主要地方道<br>馬田頓田線 | 朝倉市一木<br>(一ツ木交差点) | 主要地方道<br>甘木田主丸線 |
|----------------|-------------------|-----------------|

イ 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車の前方に1台の誘導を行う者又は車両を配置しなければならない。

| 第一欄             | 第二欄               | 第三欄            |
|-----------------|-------------------|----------------|
| 主要地方道<br>甘木田主丸線 | 朝倉市一木<br>(一ツ木交差点) | 主要地方道<br>馬田頓田線 |